

## 愛媛県教育委員会 5月臨時会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成21年 5月20日（水）午前 9時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 松岡義勝

委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子 教育長 藤岡 澄

### 4 欠席委員

なし

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 丹下敬治

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 高岡 亮

義務教育課長 福本純一

高校教育課長 竹本公三

保健スポーツ課長 大川晃平

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午前 9時00分開会を宣する。

委員長 その他の協議の教育委員会関係の条例の一部改正案（3件）について及び損害賠償請求に係る調停については、今後、知事が最終決定をして県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

#### (2) その他

○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 愛媛県人事委員会の勧告に基づき、平成21年6月に支給する教育長の期末手当並びに教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について暫定的な特別措置を講ずることについて、次のとおり概要及び条例案を説明する。

・平成21年6月に支給する教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給割

合について暫定的な特別措置を講ずることに伴い、平成21年6月の期末手当及び勤勉手当の算出基礎とする給料月額については給与減額措置の対象外とするための、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正

・平成21年6月に支給する教育長の期末手当について暫定的な減額措置を講ずるための、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正

・平成21年6月に支給する教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について暫定的な減額措置を講ずるための、教育職員の給与に関する条例の一部改正

委員長 意見を求める。

委員長 県職員の給与は、例年、民間給与の実態を調査して秋頃の人事委員会勧告に基づき必要な措置を講じているが、人事院の調査では民間企業の夏季一時金が前年度に比べて産業別でばらつきがあるものの14.9%減少するという報告がなされていることや、現在の厳しい社会情勢の中、県民の感情を踏まえると今回の措置はやむを得ないと考えられる旨意見を述べる。

伊藤委員 民間企業の業績が大幅に下方修正される中、民間企業で支給される夏季一時金は厳しいものと予測されるので、今回の措置はやむを得ないと考えられる旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○損害賠償請求に係る調停について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 平成17年6月9日に発生した川之江高校野球部練習中の事故による損害賠償請求に係る調停について、事故の概要、調停の経緯及び調停条項等について説明する。

委員長 意見を求める。

委員長 調停が成立すれば、解決金は全額県が負担するのか質問する。

保健スポーツ課長 県教委では、県立学校の教育活動中の事故等について速やかに被害者を救済するため、都道府県立学校管理者賠償責任保険に加入しており、解決金は、保険金で3,000万、県費で300万支払うこととなる旨説明する。

副教育長 本事故に係る関係者の処分について、本件では、野球部の練習中の安全指導や事故防止の指導には問題がないこと、事故後、被害者や保護者に対して誠意を持って対応していること及び他県の事例を勘案し、検討した結果、処分は行わないこととした旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(3) 閉 会

委員長 午前 9 時30分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。